

令和6年度

専門研修（共通）

# 研修の手引



ステージ	千葉県教員等育成指標ステージⅢ【充実期】	
事業番号	幼稚園等教諭 (29・30年目)	1110136
	小学校教諭 (29・30年目)	1110237
	中学校教諭 (29・30年目)	1110438
	県立学校等教諭 (29・30年目)	1112439
	養護教諭 (29・30年目)	1113040
千葉県総合教育センター		

# 目 次

<b>I 千葉県・千葉市教員等育成指標</b> . . . . .	1
教員	
養護教諭	
幼稚園等教諭	
<b>II 実施要項</b> . . . . .	4
1 目的	
2 対象	
3 研修方法及び内容等	
4 研修会場	
5 研修対象者の報告及び確認等	
6 「研修の受講についての年数の基本的な数え方」及び「対象者から除く者」	
7 その他	
<b>III 研修全体像</b> . . . . .	8
<b>IV 実施について</b> . . . . .	9
1 校（園）外研修	
2 校（園）内研修	
3 研修報告書（様式1）	
4 研修参加年度変更の連絡	
<b>V 各種様式</b> . . . . .	15
様式1 研修報告書	
様式（欠席・遅刻・早退・辞退・取消届）	
様式（研修参加年度変更届）	

# I 千葉県・千葉市教員等育成指標

千葉県・千葉市教員等育成指標～信頼される質の高い教員等の育成を目指して～

## 教員の資質向上に関する指標

六つの柱	構成要素	養成段階	千葉県・千葉市が求める教員像	ステージⅠ 【成長期】 (学級経営、担当教科指導等) 学級・教科担任等としての 自覚と資質能力の向上	ステージⅡ 【発展期】 (学年経営、校務分掌主任等の ミドルリーダー) ミドルリーダーとしての 自覚と資質能力の向上	ステージⅢ 【充実期】 (学校運営等、職員全体へ 指導・助言) チーム学校をリードする 自覚と資質能力の向上
A 教職に必要な素養	1 使命感 責任感 教育的愛情 高い倫理観 コンプライアンス 服務規律の遵守	教職の意義 教員の役割 教職への意欲 課せられる義務等	<p>○人間性豊かで、教育愛と使命感に満ちた教員</p> <p>○高い倫理観を持ち、心身共に健康で、明朗、快活な教員</p> <p>○幅広い教養と学習指導の専門性を身に付けた教員</p> <p>○幼児児童生徒の成長と発達を理解し、悩みや思いを受け止め、支援できる教員</p> <p>○組織の一員としての責任感と協調性を持ち、互いに高め合う教員</p>	教員としての職務に対する使命感、責任感、教育的愛情を持ち、教職に対する強い情熱を持っている。また、教育公務員として高い倫理観と不祥事根絶への意識を持ち、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行している。	豊かな人間性や人権意識を持ち、他の教職員や子供、保護者、地域住民等と、自らの意見も効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取り、良好な人間関係を構築している。	教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探求心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続けている。
	2 社会性 コミュニケーション能力	広い視野 学び続ける意欲 コミュニケーション能力		教育に関し、社会的・制度的事項やその意義、歴史等について理解するとともに、最新の動向に関し情報を収集している。	各教科等においてそれぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせながら、資質能力を育むために必要となる各教科等の専門的知識を身に付けている。	子供の心身の発達の過程や学習過程に関する理解に基づき、子供たちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、学習者中心の授業を創造し、実践している。
	3 社会の変化への対応 広い視野 学び続ける意欲	教育の理念、歴史、思想 社会的・制度的・経営的事項等についての基礎的知識 (選択)		子供の心身の発達の過程、特徴 生徒指導の意義及び原理、 生徒指導の進め方	子供の心身の発達の過程や特徴を理解し、一人一人の状況を踏まえながら、子供との信頼関係を構築するとともに、可能性や活躍の場を引き出す集団作り(学級経営)をしている。	教育相談の意義や理論を理解し、子供一人一人の課題の解決に向け、個々の悩みや思いを共感的に受け止め、園・学校生活への適応や人格の成長への支援をしている。
	4 教職に関する教養	学習指導要領、幼稚園教育要領に示された教科領域の目標、ねらい、内容		学校における教育相談の意義及び理論 教育相談を進める際に必要な基礎的知識	人権教育の理念のもと、いじめ、不登校、情報モラル等生徒指導上の課題に対し、他の教職員、保護者、関係機関等との連携を図りながら、子供に対し適切に指導している。	キャリア教育や進路指導の意義を理解するとともに、県の産業構造等を把握し、地域・社会や産業界と連携しながら、園・学校の教育活動全体を通じて、子供が自分らしい生き方を実現するための力を育成している。
B 学習的指導に関する実践的指導に力をつける	5 教科等についての専門性	基礎的な学習指導理論や発達や学びの過程 指導技術 具体的な授業設計や保育を構想する方法		○幅広い教養と学習指導の専門性を身に付けた教員	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	
	6 授業実践 指導技術	人権教育の理念 理念に基づく、いじめ等の生徒指導上の課題に対する適切な対応の在り方		○組織の一員としての責任感と協調性を持ち、互いに高め合う教員	学校組織マネジメントの意義を理解した上で、限られた時間や資源を効率的に用いつつ、学校運営の持続的な改善を支えられるよう、校務に積極的に参画し組織の中で自らの役割を果たしている。	
C 生徒指導等に関する実践的指導力	7 子供の発達過程や特徴の理解と信頼関係の構築 生徒指導	人権教育の理念 理念に基づく、いじめ等の生徒指導上の課題に対する適切な対応の在り方		○組織の一員としての責任感と協調性を持ち、互いに高め合う教員	家庭や地域、就学前から高等教育までを通した異校種間及びその他の関係機関との連携・協働に努め、地域とともにある学校づくりに取り組んでいる。	
	8 教育相談 個別指導	研究と修養の必要性 資質能力の向上の必要性		研修履歴の記録を基に、自らの学びを振り返り、研修(研究)における成果と課題を把握するとともに、教員としての資質能力の向上を図るために必要な研究と修養に努めている。また、校内研修を教員同士の学び合いの機会として捉え、積極的に参加している。		
	9 人権教育の推進 生徒指導上の課題への対応	特別な配慮や支援を必要とする子供の理解		特別な配慮や支援を必要とする子供の特性や発達を理解	特別な配慮や支援を必要とする子供の特性等を理解し、きめ細かく支援するために、子供一人一人の教育的ニーズを把握している。	
	10 キャリア教育 進路指導	学習上・生活上の支援		学習上・生活上の支援に関する知識や方法	他の教職員、保護者、関係機関等と連携しながら、特別な配慮や支援を必要とする子供の教育課程の編成について適切に対応し、誰一人取り残すことのない個別最適な学びの実現を図っている。また、状況に応じた生活上の支援を工夫している。	
D チーム学校を支える資質能力	11 教育課程の管理・運用	情報活用能力の育成 ICTを活用した教科の指導法		ICTを活用した子供の支援	学校におけるICT活用意義を理解し、学習指導等にICTを効果的に活用するとともに、子供の情報活用能力(情報モラルを含む)を育成するための授業を実践している。	
	12 校務分掌と連携・調整	情報機器の活用に関する理論及び方法 ICTを活用した校務の推進		ICTによる校務効率化	ICTは学校教育を支える基本的なツールとして必要不可欠なことを理解し、教育データの蓄積・分析・利活用等を通して、校務の効率化を進めている。	
	13 家庭や地域、関係機関等との連携・協働					
	14 研修(研究)体制					
E 子供を特別に必要とする子供への対応	15 特別な配慮や支援を必要とする子供の理解					
	16 学習上・生活上の支援					
	17 学習指導に関するICT利活用					
F ICTや情報機器の活用	18 生徒指導に関するICT利活用					
	19 ICTによる校務効率化					

※千葉県・千葉市教育等育成指標は、千葉県教育委員会ホームページに掲載しております。

養護教諭の資質向上に関する指標

六つの柱	構成要素	養成段階	千葉県・千葉市が求める教員像	ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ		
				【成長期】 (保健室経営、学校保健に関する指導等) 養護教諭としての 自覚と資質能力の向上	【発展期】 (学校保健の推進、校務分掌等のミドルリーダー) ミドルリーダーとしての 自覚と資質能力の向上	【充実期】 (学校運営等、職員全体及び地域の養護教諭へ指導・助言) チーム学校をリードする 自覚と資質能力の向上		
A 教職に必要な素養	1 使命感 責任感 教育的愛情 高い倫理観 コンプライアンス 服務規律の遵守	教職の意義 教員の役割 教職への意欲 課せられる義務等	<p>千葉県・千葉市が求める教員像</p> <p>教育実習・ちば！教職たまごプロジェクト（指導教員のもとで体験を積み、学校教育の実際を体験的に理解する）</p> <p>○人間性豊かで、教育愛と使命感に満ちた教員</p> <p>○高い倫理観を持ち、心身共に健康で、明朗、快活な教員</p> <p>○幅広い教養と学習指導の専門性を身に付けた教員</p> <p>○幼児児童生徒の成長と発達を理解し、悩みや思いを受け止め、支援できる教員</p> <p>○組織の一員としての責任感と協調性を持ち、互いに高め合う教員</p>	教員としての職務に対する使命感、責任感、教育的愛情を持ち、教職に対する強い情熱を持っている。また、教育公務員として高い倫理観と不祥事根絶への意識を持ち、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行している。	豊かな人間性や人権意識を持ち、他の教職員や子供、保護者、地域住民等と、自らの意見も効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取り、良好な人間関係を構築している。	教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探求心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続けている。		
	2 社会性 コミュニケーション能力	広い視野		教育に関し、社会的・制度的事項やその意義、歴史等について理解するとともに、最新の動向に関し情報を収集している。	健康診断や健康観察等を通じて子供の健康状態を把握するとともに、救急処置、疾病の管理・予防、学校環境衛生管理に関する専門的な知識や技能を活かし、子供が安心して学校生活を送れるよう組織的に対応している。救急体制や心のケアの支援体制等、専門的立場から校内研修や関係機関と連携する等、校内の危機管理体制の整備に積極的に参画している。	養護教諭の職務の特質から子供の心身の健康課題を発見しやすい立場にあることを生かし、子供の小さな変化に気づき、多様化・複雑化する子供の心身の健康課題の早期発見・早期対応に努めている。また、子供一人一人の発達の段階を考慮した健康相談や保健指導を通じて子供の自己解決能力を育み、専門的立場から受診の必要性を判断し、教職員や関係機関と連携する等、健康課題の解決に向けて取り組んでいる。		
	3 社会の変化への対応 広い視野 学び続ける意欲	教養等を学び続ける意欲 コミュニケーション能力		保健管理	学校保健安全法の理解 保健管理に関する基本的な理解と技能の習得	学習指導要領を理解した上で、学級担任や教科担当等と連携し、養護教諭の専門性を生かした保健教育に積極的に参画している。子供の発達課題や健康課題を把握し、課題解決に向けた保健教育に取り組んでいる。	学校保健計画や学校安全計画の立案、実施、評価に積極的に参画するとともに、子供の健康課題をとりえた保健室経営計画を立案し、学校教育目標や学校保健目標等に基づく保健室経営を計画的、組織的に進めている。また、保健室に必要な環境を整備し、学校保健活動のセンターの機能を果たしている。	
	4 教職に関する教養	教育の理念、歴史、思想 社会的・制度的・経営的事項等 について基礎的知識（選択）		保健教育	学習指導要領の理解 保健教育の基本的な知識と技能の習得	学校保健計画や学校安全計画の立案、実施、評価に積極的に参画するとともに、子供の健康課題をとりえた保健室経営計画を立案し、学校教育目標や学校保健目標等に基づく保健室経営を計画的、組織的に進めている。また、保健室に必要な環境を整備し、学校保健活動のセンターの機能を果たしている。	学校保健活動の推進において、全体的な推進体制の中核として、教職員や関係者の連携を調整するコーディネーター的役割を果たしている。保健主事等とともに、学校保健委員会等の企画・運営に積極的に参画している。	
B 専門領域に関する資質能力	5 保健管理	学校保健安全法の理解 保健管理に関する基本的な理解と技能の習得		<p>○幅広い教養と学習指導の専門性を身に付けた教員</p> <p>○幼児児童生徒の成長と発達を理解し、悩みや思いを受け止め、支援できる教員</p> <p>○組織の一員としての責任感と協調性を持ち、互いに高め合う教員</p>	健康相談及び保健指導	健康相談及び保健指導の基本的な知識と技能の習得	子供の心身の発達の過程や特徴を理解し、子供との信頼関係を構築するとともに、学校の教育活動全体を通じて、子供が自分らしい生き方を実現するための力を専門的な立場から育成している。教育相談や生徒指導の意義や理論を理解し、子供一人一人の課題の解決に向け、個々の悩みや思いを共感的に受け止め、学校生活への適応や人格の成長への支援をしている。	
	6 保健教育	学習指導要領の理解 保健教育の基本的な知識と技能の習得			保健室経営	保健室経営に関する基本的な知識と技能の習得	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に学校の実態に応じた改善をしている。	
	7 健康相談及び保健指導	健康相談及び保健指導の基本的な知識と技能の習得			学校保健組織活動	保健室組織活動に関する基本的な理解	学校保健活動の推進において、全体的な推進体制の中核として、教職員や関係者の連携を調整するコーディネーター的役割を果たしている。保健主事等とともに、学校保健委員会等の企画・運営に積極的に参画している。	学校保健活動の推進において、全体的な推進体制の中核として、教職員や関係者の連携を調整するコーディネーター的役割を果たしている。保健主事等とともに、学校保健委員会等の企画・運営に積極的に参画している。
	8 保健室経営	保健室経営に関する基本的な知識と技能の習得			<p>○組織の一員としての責任感と協調性を持ち、互いに高め合う教員</p>	子供の発達過程や特徴の理解と信頼関係の構築 教育相談及び生徒指導 個別指導	子供の心身の発達の過程、特徴 学校における教育相談の意義、 理論及び進め方 生徒指導の意義	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に学校の実態に応じた改善をしている。
9 学校保健組織活動	保健室組織活動に関する基本的な理解	人権教育の推進 生徒指導上の課題への対応		人権教育の理念 理念に基づく、いじめ等の生徒 指導上の課題に対する適切な対応 の在り方		学校組織マネジメントの意義を理解した上で、学校保健の中心的な役割を担い、学校運営の持続的な改善を支えられるよう、校務に積極的に参画し組織の中で自らの役割を果たしている。		
C 生徒指導等に関する実践的指導力	10 子供の発達過程や特徴の理解と信頼関係の構築 教育相談及び生徒指導 個別指導	子供の心身の発達の過程、特徴 学校における教育相談の意義、 理論及び進め方 生徒指導の意義		カリキュラム・マネジメントの意義 各学校の実情に合わせてカリ キュラム・マネジメントを行う ことの意義		カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に学校の実態に応じた改善をしている。	家庭や地域、就学前から高等教育までを通した異校種間、関係機関との連携・協働に努め、地域とともに学校保健の推進に取り組んでいる。	
	11 人権教育の推進 生徒指導上の課題への対応	人権教育の理念 理念に基づく、いじめ等の生徒 指導上の課題に対する適切な対応 の在り方		校内組織や校務分掌の理解 養護教諭に求められる役割	学校組織マネジメントの意義を理解した上で、学校保健の中心的な役割を担い、学校運営の持続的な改善を支えられるよう、校務に積極的に参画し組織の中で自らの役割を果たしている。	研修履歴の記録を基に、自らの学びを振り返り、研修（研究）における成果と課題を把握するとともに、教員としての資質能力の向上を図るために必要な研究と修養に努めている。また、校内研修を教員同士の学び合いの機会として捉え、積極的に参加している。		
	D チーム学校を支える資質能力	12 教育課程の管理・運用		各学校で編成される教育課程についての意義及び編成の方法 各学校の実情に合わせてカリ キュラム・マネジメントを行う ことの意義	取組事例を踏まえた家庭・地域との連携、協働の仕方 学校内外の関係機関との連携、 分担して対応することの必要性	家庭や地域、就学前から高等教育までを通した異校種間、関係機関との連携・協働に努め、地域とともに学校保健の推進に取り組んでいる。	研修履歴の記録を基に、自らの学びを振り返り、研修（研究）における成果と課題を把握するとともに、教員としての資質能力の向上を図るために必要な研究と修養に努めている。また、校内研修を教員同士の学び合いの機会として捉え、積極的に参加している。	
13 校務分掌と連携・調整		校内組織や校務分掌の理解 養護教諭に求められる役割		研究と修養の必要性 資質能力の向上の必要性	特別な配慮や支援を必要とする子供の理解	特別な配慮や支援を必要とする子供の特性及び発達の理解	保護者や他の教職員、関係機関等と連携しながら、特別な配慮や支援を必要とする子供の教育課程の編成について適切に対応し、誰一人取り残すことのない個別最適な学びの実現を図っている。また、状況に応じた生活上の支援を工夫している。	
14 家庭や地域、関係機関等との連携・協働		取組事例を踏まえた家庭・地域との連携、協働の仕方 学校内外の関係機関との連携、 分担して対応することの必要性		特別な配慮や支援を必要とする子供の理解	特別な配慮や支援を必要とする子供の特性及び発達の理解	特別な配慮や支援を必要とする子供の特性等を理解し、きめ細かく支援するために、子供一人一人の教育的ニーズや健康状態を把握している。	特別な配慮や支援を必要とする子供の特性等を理解し、きめ細かく支援するために、子供一人一人の教育的ニーズや健康状態を把握している。	
E 支援を必要とする子供への対応	15 研修（研究）体制	研究と修養の必要性 資質能力の向上の必要性		学習上の支援の方法と生活上の支援の方法	学習上の支援の方法と生活上の支援の方法	学習上の支援の方法と生活上の支援の方法	学習上の支援の方法と生活上の支援の方法	
	16 特別な配慮や支援を必要とする子供の理解	特別な配慮や支援を必要とする子供の特性及び発達の理解	食に関する指導におけるICT活用	情報活用能力の育成 ICTを活用した保健教育等の指導法 ICTを活用した子供の支援	学校におけるICT活用の意義を理解し、保健教育や教育相談等においてICTを効果的に活用するとともに、子供の情報活用能力（情報モラルを含む）を育成するための取組を実践している。	学校におけるICT活用の意義を理解し、保健教育や教育相談等においてICTを効果的に活用するとともに、子供の情報活用能力（情報モラルを含む）を育成するための取組を実践している。		
	17 学習上・生活上の支援	学習上の支援の方法と生活上の支援の方法	18 食に関する指導におけるICT活用	情報活用能力の育成 ICTを活用した保健教育等の指導法 ICTを活用した子供の支援	学校におけるICT活用の意義を理解し、保健教育や教育相談等においてICTを効果的に活用するとともに、子供の情報活用能力（情報モラルを含む）を育成するための取組を実践している。	学校におけるICT活用の意義を理解し、保健教育や教育相談等においてICTを効果的に活用するとともに、子供の情報活用能力（情報モラルを含む）を育成するための取組を実践している。		
F 育子ICTや情報・教育データの活用等	18 食に関する指導におけるICT活用	情報活用能力の育成 ICTを活用した保健教育等の指導法 ICTを活用した子供の支援	19 ICTによる校務効率化	情報機器の操作 情報機器の活用に関する理論及び方法 ICTを活用した校務の推進	ICTは学校教育を支える基本的なツールとして必要不可欠なことを理解し、教育や学校保健の管理に係るデータの蓄積・分析・利活用等を通して、校務の効率化を進めている。	ICTは学校教育を支える基本的なツールとして必要不可欠なことを理解し、教育や学校保健の管理に係るデータの蓄積・分析・利活用等を通して、校務の効率化を進めている。		

※千葉県・千葉市教育等育成指標は、千葉県教育委員会ホームページに掲載しております。

**幼稚園等教諭の資質向上に関する指標**

五つの柱	構成要素	養成段階	千葉県・千葉市が求める教員像	ステージⅠ 【成長期】 (学級経営等) 学級担任等としての 自覚と資質能力の向上	ステージⅡ 【発展期】 (学年経営、園務分掌主任等の ミドルリーダー) ミドルリーダーとしての 自覚と資質能力の向上	ステージⅢ 【充実期】 (園運営等、職員全体へ指導・助言) チーム学校をリードする 自覚と資質能力の向上	
A 教職に必要な素養	使命感 責任感 教育的愛情 高い倫理観 コンプライアンス 服務規律の遵守	教職の意義 教員の役割 教職への意欲 課せられる義務等	<p>○人間性豊かで、教育愛と使命感に満ちた教員</p> <p>○高い倫理観を持ち、心身共に健康で、明朗、快活な教員</p> <p>○幅広い教養と学習指導の専門性を身に付けた教員</p> <p>○幼児児童生徒の成長と発達を理解し、悩みや思いを受け止め、支援できる教員</p> <p>○組織の一員としての責任感と協調性を持ち、互いに高め合う教員</p>	教員としての職務に対する使命感、責任感、教育的愛情を持ち、教職に対する強い情熱を持っている。また、教育公務員として高い倫理観と不祥事根絶への意識を持ち、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行している。	豊かな人間性や人権意識を持ち、他の教職員や幼児、保護者、地域住民等と、自らの意見も効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取り、良好な人間関係を構築している。	教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探求心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続けている。	
	社会性 コミュニケーション能力	広い視野 学び続ける意欲 コミュニケーション能力		教育に関し、社会的・制度的事項やその意義、歴史等について理解するとともに、最新の動向に関し情報を収集している。	幼児期の教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることを理解し、各領域のねらいと内容に基づく活動全体を通して、幼児期の教育において育みたい資質能力を育成するための力量を身に付けている。	幼児の生活経験や心身の発達の過程に関する理解に基づき、幼児の健やかな成長に向けた環境の構成と保育の展開を行うとともに、自身の保育の評価を適切に行い、継続的に改善している。	幼児期の生活は、大人との信頼関係に支えられていることを理解し、幼児との信頼関係を構築するとともに、幼児一人一人を多面的・多角的に捉え、よさを生かし可能性を引き出す指導をしている。
	社会の変化への対応 広い視野 学び続ける意欲	教育の理念、歴史、思想 社会的・制度的・経営的事項等についての基礎的知識（選択）		園における教育相談の意義及び理論 教育相談を進める際に必要な基礎的知識	教育に関する相談の意義や理論を理解し、幼児一人一人の課題の解決に向け、個々の思いや姿を共感的に受け止め、園生活への適応や人格形成の基礎を培うための支援をしている。また、教育に関する保護者の相談に応じ、保護者と連携を図っている。	人権教育の理念のもと、相手の気持ちや自分の言動を体験を通して考えさせたり、人としてしてはならないことの気づきを促したりしている。また、保育上の課題に対し、他の教職員、保護者、関係機関等との連携を図りながら、一人一人の幼児に適切に指導している。	幼児が社会生活と関わることの意義を理解するとともに、県の産業構造等を把握し、地域の身近な人と触れ合いながら、園の教育活動全体を通して、幼児が自分らしい生き方をするための支援をしている。
	教職に関する教養	幼稚園教育要領に示された領域のねらい、内容		基礎的な保育指導理論や発達や学びの過程 指導技術 具体的な保育計画や保育を構想する方法	人権教育の理念のもと、相手の気持ちや自分の言動を体験を通して考えさせたり、人としてしてはならないことの気づきを促したりしている。また、保育上の課題に対し、他の教職員、保護者、関係機関等との連携を図りながら、一人一人の幼児に適切に指導している。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園の実態に応じた改善をしている。	限られた時間や資源を効率的に用いつつ、園運営の持続的な改善を支えられるよう、園務に積極的に参画し組織の中で自らの役割を果たしている。
B 保育に関する実践的指導力	各領域についての専門性	幼稚園教育要領に示された領域のねらい、内容		<p>○幅広い教養と学習指導の専門性を身に付けた教員</p> <p>○幼児児童生徒の成長と発達を理解し、悩みや思いを受け止め、支援できる教員</p> <p>○組織の一員としての責任感と協調性を持ち、互いに高め合う教員</p>	幼児期の教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることを理解し、各領域のねらいと内容に基づく活動全体を通して、幼児期の教育において育みたい資質能力を育成するための力量を身に付けている。	幼児の生活経験や心身の発達の過程に関する理解に基づき、幼児の健やかな成長に向けた環境の構成と保育の展開を行うとともに、自身の保育の評価を適切に行い、継続的に改善している。	幼児期の生活は、大人との信頼関係に支えられていることを理解し、幼児との信頼関係を構築するとともに、幼児一人一人を多面的・多角的に捉え、よさを生かし可能性を引き出す指導をしている。
	環境の構成 保育の展開	基礎的な保育指導理論や発達や学びの過程 指導技術 具体的な保育計画や保育を構想する方法			教育に関する相談の意義及び理論 教育相談を進める際に必要な基礎的知識	人権教育の理念のもと、相手の気持ちや自分の言動を体験を通して考えさせたり、人としてしてはならないことの気づきを促したりしている。また、保育上の課題に対し、他の教職員、保護者、関係機関等との連携を図りながら、一人一人の幼児に適切に指導している。	幼児が社会生活と関わることの意義を理解するとともに、県の産業構造等を把握し、地域の身近な人と触れ合いながら、園の教育活動全体を通して、幼児が自分らしい生き方をするための支援をしている。
	幼児の発達の過程や特徴の理解と幼児との信頼関係の構築	幼児の心身の発達の過程、特徴、幼児理解の必要性、一人一人の発達の特性に応じた指導			人権教育の理念のもと、相手の気持ちや自分の言動を体験を通して考えさせたり、人としてしてはならないことの気づきを促したりしている。また、保育上の課題に対し、他の教職員、保護者、関係機関等との連携を図りながら、一人一人の幼児に適切に指導している。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園の実態に応じた改善をしている。	限られた時間や資源を効率的に用いつつ、園運営の持続的な改善を支えられるよう、園務に積極的に参画し組織の中で自らの役割を果たしている。
	教育に関する相談 個別の支援	園における教育相談の意義及び理論 教育相談を進める際に必要な基礎的知識			人権教育の理念のもと、相手の気持ちや自分の言動を体験を通して考えさせたり、人としてしてはならないことの気づきを促したりしている。また、保育上の課題に対し、他の教職員、保護者、関係機関等との連携を図りながら、一人一人の幼児に適切に指導している。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園の実態に応じた改善をしている。	限られた時間や資源を効率的に用いつつ、園運営の持続的な改善を支えられるよう、園務に積極的に参画し組織の中で自らの役割を果たしている。
	人権教育の推進	人権教育の理念 理念に基づく、いじめ等の指導上の課題に対する適切な対応の在り方			カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園の実態に応じた改善をしている。	限られた時間や資源を効率的に用いつつ、園運営の持続的な改善を支えられるよう、園務に積極的に参画し組織の中で自らの役割を果たしている。
C チーム学校を支える資質能力	教育課程の管理・運用	各園で編成される教育課程についての意義及び編成の方法 各園の実情に合わせてカリキュラム・マネジメントを行うことの意味		<p>○組織の一員としての責任感と協調性を持ち、互いに高め合う教員</p>	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園の実態に応じた改善をしている。	限られた時間や資源を効率的に用いつつ、園運営の持続的な改善を支えられるよう、園務に積極的に参画し組織の中で自らの役割を果たしている。	家庭や地域、就学前から高等教育までを通した異校種間及びその他の関係機関との連携・協働に努め、地域とともにある園づくりに取り組んでいる。また、小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童が交流できる機会を積極的に設けている。
	園務分掌と連携・調整	指導以外の園務を含めた教員の職務の全体像			自らの研修履歴や学びを振り返り、研修（研究）における成果と課題を把握するとともに、教員としての資質能力の向上を図るために必要な研究と修養に努めている。また、園内研修を教員同士の学び合いの機会として捉え、積極的に参加している。	自らの研修履歴や学びを振り返り、研修（研究）における成果と課題を把握するとともに、教員としての資質能力の向上を図るために必要な研究と修養に努めている。また、園内研修を教員同士の学び合いの機会として捉え、積極的に参加している。	自らの研修履歴や学びを振り返り、研修（研究）における成果と課題を把握するとともに、教員としての資質能力の向上を図るために必要な研究と修養に努めている。また、園内研修を教員同士の学び合いの機会として捉え、積極的に参加している。
	家庭や地域、関係機関等との連携・協働	取組事例を踏まえた家庭・地域との連携、協働の仕方 園の担う役割が拡大する中、内外の関係機関との連携、分担して対応することの必要性			特別な配慮や支援を必要とする幼児の特性等理解し、きめ細かく支援するために、幼児一人一人の教育的ニーズを把握している。	他の教職員、保護者、関係機関等と連携しながら、特別な配慮や支援を必要とする幼児の教育課程の編成について適切に対応し、一人一人の状況に応じた生活上の支援を工夫している。	園におけるICT活用の意義を理解し、幼児の生活や学びが豊かになるように、ICTを効果的に活用し、保育実践をしている。
	研修（研究）体制	研究と修養の必要性 資質能力の向上の必要性	ICTは幼児期の教育を支える基本的なツールとして必要不可欠なことを理解し、教育データの蓄積・分析・利活用等を通して、園務の効率化を進めている。		ICTは幼児期の教育を支える基本的なツールとして必要不可欠なことを理解し、教育データの蓄積・分析・利活用等を通して、園務の効率化を進めている。	ICTは幼児期の教育を支える基本的なツールとして必要不可欠なことを理解し、教育データの蓄積・分析・利活用等を通して、園務の効率化を進めている。	
D 特別な配慮や支援を必要とする幼児の理解 保育上の支援	特別な配慮や支援を必要とする幼児の理解	特別な配慮や支援を必要とする幼児の特性及び発達の理解	<p>○組織の一員としての責任感と協調性を持ち、互いに高め合う教員</p>	特別な配慮や支援を必要とする幼児の特性等理解し、きめ細かく支援するために、幼児一人一人の教育的ニーズを把握している。	他の教職員、保護者、関係機関等と連携しながら、特別な配慮や支援を必要とする幼児の教育課程の編成について適切に対応し、一人一人の状況に応じた生活上の支援を工夫している。	園におけるICT活用の意義を理解し、幼児の生活や学びが豊かになるように、ICTを効果的に活用し、保育実践をしている。	
	保育上の支援	保育上の支援に関する知識や方法		ICTは幼児期の教育を支える基本的なツールとして必要不可欠なことを理解し、教育データの蓄積・分析・利活用等を通して、園務の効率化を進めている。	ICTは幼児期の教育を支える基本的なツールとして必要不可欠なことを理解し、教育データの蓄積・分析・利活用等を通して、園務の効率化を進めている。	ICTは幼児期の教育を支える基本的なツールとして必要不可欠なことを理解し、教育データの蓄積・分析・利活用等を通して、園務の効率化を進めている。	
E 育データや情報・ICTの活用	保育に関するICT活用	保育におけるICTの活用法 ICTを活用した幼児の支援	<p>○組織の一員としての責任感と協調性を持ち、互いに高め合う教員</p>	園におけるICT活用の意義を理解し、幼児の生活や学びが豊かになるように、ICTを効果的に活用し、保育実践をしている。	園におけるICT活用の意義を理解し、幼児の生活や学びが豊かになるように、ICTを効果的に活用し、保育実践をしている。	ICTは幼児期の教育を支える基本的なツールとして必要不可欠なことを理解し、教育データの蓄積・分析・利活用等を通して、園務の効率化を進めている。	
	ICTによる園務効率化	情報機器の操作 情報機器の活用に関する理論及び方法 ICTを活用した園務の推進		ICTは幼児期の教育を支える基本的なツールとして必要不可欠なことを理解し、教育データの蓄積・分析・利活用等を通して、園務の効率化を進めている。	ICTは幼児期の教育を支える基本的なツールとして必要不可欠なことを理解し、教育データの蓄積・分析・利活用等を通して、園務の効率化を進めている。	ICTは幼児期の教育を支える基本的なツールとして必要不可欠なことを理解し、教育データの蓄積・分析・利活用等を通して、園務の効率化を進めている。	

## Ⅱ 実施要項

### 1 目的

当該の教諭等に対して、新たな学びの実践的な研修を通して、チーム学校をリードする自覚と資質能力の向上を図るとともに、現代的な課題にかかる研修から、意識の改革、視野の拡大、専門性、学校運営に参画する教師力を身に付けさせる。

また、積極的に校務推進に参画するために必要な実践的な研修を実施し、資質能力の向上と、職場の活性化や若手教員への助言・指導を行う人材を育成する。

### 2 対象

公立学校（園）教諭等としての採用から 29 年、30 年に達した者。ここでいう教諭等とは、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭（栄養教諭は制度の開始が平成 17 年度のため、現在対象者がいない。）、保育教諭、保育助教諭である。私立幼稚園等の幼稚園教諭等については、園長より申し出のあった者とする。

2 年間の中で、1 年間研修を受講する。原則として受講対象者が、受講年度を選択して受講する。ただし、別表 1-1（P. 6）及び 1-2（P. 7）に記載の者は除く。

### 3 研修方法及び内容等

千葉県・千葉市教員等育成指標（以下「育成指標」という）と千葉県教職員研修体系（以下「研修体系」という）に基づき、研修の方法及び内容等を次のとおりとする。

#### （1）校（園）外研修

千葉県総合教育センター等において行う研修（以下「校（園）外研修」という）は、2 日実施し、内容は以下のとおりとする。

○共通研修・・・2 日

#### （2）校（園）内研修

主として校（園）内において行う研修（以下「校（園）内研修」という）は、1 日以上実施し、内容は以下のとおりとする。

○授業研究・・・1 回以上

※<自らの授業研究>又は<若手教員等の授業への指導助言>のいずれかを実施する。

実施にあたり、e ラーニング研修を事前に受講し、実践に生かす。

### 4 研修会場

#### （1）校外研修

ア 共通研修第 1 回は、千葉県総合教育センターで行う。

イ 共通研修第 2 回会場は、自校（園）で行う。

#### （2）校内研修

自校（園）で行う。

## 5 研修対象者の報告及び確認等

### (1) 小学校、中学校、県立学校、養護教諭

- ア 対象者は研修履歴システムで申し込む。
  - イ 校（園）長は、研修履歴システムで対象者の申請を確認後、承認する。
  - ウ 市町村教育委員会は、対象者を確認後、承認する。
  - エ 千葉県総合教育センターで最終承認をし、教育事務所に報告する。
  - オ 入力・確認方法及び提出期限は、当該年度の『研修申込みの手引』に示すものとする。
- ※ 研修の事業番号は以下の通りである。

学校種等	小学校	中学校	県立学校	養護教諭
事業番号	1110237	1110438	1112439	1113040

### (2) 幼稚園等教諭

- ア 公立幼稚園（研修履歴システム・文書）
    - 園 → 市町村教育委員会 → 千葉県総合教育センター（研修履歴システム）

※新研修履歴システム導入の初年度であり、受講者の確実な把握のため文書でも報告

    - 園 → 市町村教育委員会 → 教育事務所 → 千葉県総合教育センター（文書）
  - イ 公立幼保連携型認定こども園（研修履歴システム・文書）
    - 園 → 市町村担当課 → 千葉県総合教育センター（研修履歴システム）

※新研修履歴システム導入の初年度であり、受講者の確実な把握のため文書でも報告

    - 園 → 市町村教育委員会 → 健康福祉部子育て支援課 → 千葉県総合教育センター（文書）
  - ウ 私立幼稚園（文書）
    - 園 → 総務部学事課 → 千葉県総合教育センター（文書）
  - エ 私立幼保連携型認定こども園（文書）
    - 園 → 市町村教育委員会 → 健康福祉部子育て支援課 → 千葉県総合教育センター（文書）
- ※ 研修の事業番号は以下の通りである。

学校種	幼稚園等
事業番号	1110136

### (3) その他

国立大学付属学校（園）の場合は、千葉県総合教育センターに申し込む。

## 6 「研修の受講についての年数の基本的な数え方」及び「対象から除く者等」

### (1) 小学校、中学校、県立学校等、養護教諭

#### 【別表1-1】

<p>ア 「研修の受講についての年数の基本的な数え方」</p> <p>(ア) 千葉県の公立学校の教諭等として採用された年度から数える。ここでいう教諭等とは、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭である。</p> <p>(イ) 国立学校、他県の公立学校の教諭等として採用された後、(ア)に該当する場合は、通算して数える。</p> <p>(ウ) 年度途中で退職した後、(ア)に該当する場合は退職前の年度も通算して数える。</p> <p>(エ) 育児休業、療養休暇、休職、停職、指導主事、社会教育主事等その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事、教員団体の役員として専ら従事等した期間があるときは、その期間を通算して数える。</p> <p>(オ) 講師、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員としての期間は数えない。</p> <p>(カ) 私立の学校での教諭としての期間は数えない。ただし、それまでに受講した研修については、本人と校長が確認をし、校長が市町村教育委員会及び総合教育センターと協議の上、適切な研修を受講する。</p>
<p>イ 「対象から除く者等」</p> <p>(ア) 以下に示す特別の事情がある場合には、29・30年目を標準として任命権者が定めた年数に達した後、相当の期間に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・採用された年度から数えて29・30年目に達した教諭等の状況や研修の体系的な整備に関する考え方との調整のため、29・30年目とは異なる年数に定めることが適切な場合。</li><li>・対象となる教諭等が配置されている学校の状況等により、本来実施すべき時期に一斉に実施することが困難であるため実施を遅らせることが適切な場合。</li></ul> <p>(イ) 対象から除く者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・臨時的任用された者</li><li>・校長、副校長、教頭、主幹教諭等、指導主事、社会教育主事等その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者</li><li>・政令市、中核市が設置する小学校、中学校の教諭・助教諭、中学校教諭・助教諭、政令市が設置する小学校、中学校の養護教諭、養護助教諭</li><li>・その他任命権者が認めた者</li></ul>

## (2) 幼稚園等

### 【別表1-2】

<p>ア 「研修の受講についての年数の基本的な数え方」</p> <p>(ア) 国公立又は私立の幼稚園等及び特別支援学校幼稚部の教諭等として在職した期間(臨時的に任用された期間を除く)を通算した期間とする。</p> <p>(イ) 指導主事、社会教育主事等その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間に当該在職期間に通算する。</p> <p>(ウ) 在職期間のうち次に掲げる期間が引き続き1年以上であってもその期間は当該在職期間に通算する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・休職及び停職により現実に職務を執ることを要しない期間</li><li>・職員団体の役員として専ら従事した期間</li><li>・育児休業をした期間</li></ul>
<p>イ 「対象から除く者等」</p> <p>(ア) 以下に示す特別の事情がある場合には、29・30年目を標準として任命権者が定めた年数に達した後、相当の期間に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・採用された年度から数えて29・30年目に達した教諭等の状況や研修の体系的な整備に関する考え方との調整のため、29・30年目とは異なる年数に定めることが適切な場合</li><li>・対象となる教諭等が配置されている園の状況等により、本来実施すべき時期に一斉に実施することが困難であるため実施を遅らせることが適切な場合。</li></ul> <p>(イ) 対象から除く者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・臨時的任用された者</li><li>・園長、副園長、教頭、主幹保育教諭等、指導主事、社会教育主事等その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案して専門研修(幼稚園等教諭)を実施する必要があると認められた者</li><li>・政令市が設置する幼稚園等の教諭等</li><li>・その他任命権者が認めた者</li></ul>

## 7 その他

この要項に定めるもののほか、専門研修の実施に必要な事項等は、関係者が協議した上でこれを定める。なお、様式及び提出期日等は、『専門研修 研修の手引』に示すものとする。

### Ⅲ 研修全体像

校(園)外研修 (2日)	校(園)内研修 (1日以上)
<p><b>共通研修 (2日)</b></p> <p>【第1回】講話・演習            5/30 小学校教諭、            義務教育学校(前期)教諭、            養護教諭、幼稚園等教諭            5/31 中学校教諭、            義務教育学校(後期)教諭、            特別支援学校教諭            6/3 高等学校教諭</p> <p>【第2回】eラーニング研修            研修履歴システムによる資料配信            (私立幼稚園、私立幼保連携型認定こども            園教諭、国立大学附属学校(園)にはデ            ータを別途送付)            資料配信期間 7/16(火)～8/23(金)  <u>レポート提出締切 8/23(金)</u>            研修履歴システムを通して提出            (私立幼稚園、私立幼保連携型認定こども            園教諭、国立大学附属学校(園)はメー            ルで提出)            ※ 過去10年間に免許状更新講習を履修し            た者は、<b>免除</b>とする。</p>	<p><b>授業研究 (1回以上)</b></p> <p>「ア 自らの授業研究」「イ 若手教員            等の授業研究への助言」のいずれかを実施            する。            その際、動画「情報モラルと著作権」を研            修履歴システムを通じて(幼稚園等教諭は、            別途資料送付)視聴し、研修に生かす。            [視聴期間は6月4日(火)から            8月30日(金)]</p> <p>ア 自らの授業研究            指導案を作成し、他の教諭等の参観を            得て行う。事前の協議会、授業展開、事後            の協議会等を行う。</p> <p>イ 若手教員等の授業研究への指導助言            若手教員等の授業研究への指導助言、            又は、若手教員研修チームのリーダーの            メンター(指導者)として研修に参加。            指導助言の場としては、初任者研修、中            堅教諭等資質向上研修Ⅰで行う授業研究            (事前の協議会、授業展開、事後の協議            会等)への参加等が考えられる。</p> <p>※ 「ア」「イ」とともに、外部講師を招聘す            る。            ※ 過去に長期研修・教職大学院修学等修            了者は、校内研修を<b>免除</b>とする。</p>

#### 研修報告書の作成

「研修報告書(様式1)」を作成する。1年間の研修の成果と課題を把握し、今後の自己研修への展望をもつ。

## IV 実施について

### 1 校（園）外研修

#### (1) 共通研修（2日）の内容

回	グループ	実施日	会場	時間	主題・内容
1	小学校・ 義務教育学校（前期）教諭 （国立大学附属小学校を含む） 養護教諭 幼稚園等教諭	5月30日（木）	千葉県総合教育センター	9:20～ 16:10	〈オリエンテーション〉 共通研修第2回について
	中学校・ 義務教育学校（後期）教諭 （県立中学校・国立大学附属中学校を含む） 公立特別支援学校教諭 （国立大学附属特別支援学校を含む）	5月31日（金）			〈講話〉 チーム学校を推進する方策の実際
					〈講話・協議〉 新たな教育課題について ～人材育成・業務改善・不祥事根絶～
公立高等学校教諭	6月3日（月）	〈講話・協議〉 新たな教育課題について ～持続可能な社会の構築～			
2	eラーニング研修 研修履歴システムによる資料配信 資料配信期間 7/16（火）～8/23（金） （私立幼稚園、私立幼保連携型認定こども園教諭、国立大学附属学校（園）にはデータを別途送付） レポート提出締切 8/23（金） 研修履歴システムを通して提出 （私立幼稚園、私立幼保連携型認定こども園教諭、国立大学附属学校（園）はメールで提出） ※ 過去10年間に免許状更新講習を履修した者は、 <b>免除</b> とする。				〈講話〉 県の教育政策や教育の動向について ～教員としての視野を広げる～ 〈講話〉 子供観・教育観等についての省察 ～子供の発達の変容への理解と対応～ 〈講話〉 子供の発達に関する最新の知見 ～特別支援教育に関する新たな課題～ 〈講話〉 教職員のメンタルヘルスについて

#### (2) 共通研修第1回に持参する資料

ア 「令和6年度専門研修（共通）研修の手引」

イ 千葉県総合教育センター研修担当者が5月23日（木）までに研修履歴システムに掲載する実施要項等の資料



#### (4) 共通研修第2回（eラーニング研修）について

共通研修第2回はeラーニング研修を行う。研修履歴システムを通じて、動画の視聴等を行い、千葉県総合教育センターにレポートを提出する。

##### ア 資料の配信

(ア) 県立学校、市町村立学校、公立幼稚園、公立幼保連携型認定こども園には、研修履歴システムにより、資料を配信する。

※ 資料配信期間 7/16（火）～8/23（金）

(イ) 私立幼稚園、私立幼保連携型認定こども園教諭、国立大学附属学校（園）は、(ア)の資料配信開始に合わせて、データを送付する。

##### イ レポート提出

(ア) 県立学校、市町村立学校、公立幼稚園、公立幼保連携型認定こども園

学校（園） ————— 研修履歴システム —————▶ 県総合教育センター

提出締切日	提出方法	備考
8月23日（金）	研修履歴システムで提出	ファイルはPDFに変換する。

ファイル名：R6 小専●●氏名 ※●●は名簿通し番号（半角数字）

※「小」の文字は、それぞれの校種等にしてください。

中学校→R6 中専、高等学校→R6 高専、特別支援学校→R6 特専、  
養護教諭→R6 養専、幼稚園・幼保連携型認定こども園→R6 幼専

(イ) 私立幼稚園、私立幼保連携型認定こども園、国立大学附属学校（園）

メールで提出

ファイル名：R6 幼専●●氏名 ※●●は名簿通し番号（半角数字）

送 信 先：kk\_pai@mz.pref.chiba.lg.jp

#### (5) 共通研修第2回（eラーニング研修）の免除

過去10年間に免許状更新講習を履修した者は、共通研修第2回（eラーニング研修）を免除とする。

#### (6) eラーニングの研修時間及び研修場所の確保

校（園）長は、eラーニング研修を含む自校（園）での研修について、勤務時間内に研修時間及び研修場所を確保し、研修に集中できる環境を整える。

#### (7) その他

ア 駐車場には限りがあるため、できる限り公共の交通機関を利用する。

イ エアコンの温度調節ができないため、必要に応じて上着等を持参する。

## 2 校（園）内研修

### (1) 授業研究（1回以上）

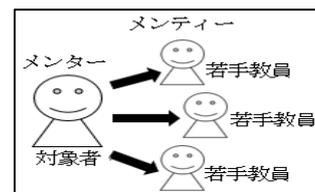
「ア 自らの授業研究」又は「イ 若手教員等の授業研究への指導助言」のいずれかを実施する。

#### ア 自らの授業研究

授業に当たっては、指導案を作成し、他の教諭等の参観を得て「事前の協議会（1回）＋授業展開（1回）＋事後の協議会（1回）」で1日とした授業研究を1日行う。1回の時間は、原則として幼稚園等・小学校は45分、他は50分とする。

#### イ 若手教員等の授業研究への指導助言

若手教員等の授業研究への指導助言、又は、若手教員研修チームのリーダーのメンター（指導者）として研修に参加。「事前の協議会（1回）＋授業展開（1回）＋事後の協議会（1回）」で1日とする。1回の時間は、原則として幼稚園等・小学校は45分、他は50分とする。



メンターは対象者、メンティーは若手教員として、若手教員研修チームが行う授業研究や研修会などに自らの体験・経験を基に適切な助言・指導をする支援者として実施する。

指導助言の場としては、2年目・3年目研修や中堅教諭等資質向上研修Ⅰで行う授業研究（事前の協議会、授業展開、事後の協議会等）への参加等が考えられる。

また、それぞれの実施時期については、原則として共通研修第1回以降とする。

#### ウ 「ア」「イ」に共通する注意点

- (ア) 「ア」「イ」は外部講師の指導を受ける授業研究とする。
- (イ) 実施する教科は自己で決定し、講師依頼については所属校（園）で行う。ただし、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修Ⅰでの授業研究はそれぞれの手引による。
- (ウ) 外部講師については、以下のとおりとする。

- ・他校（園）の校（園）長、副校（園）長、教頭、主幹教諭
- ・自校（園）の校（園）長、副校（園）長、教頭、主幹教諭
- ・千葉県教育委員会の指導主事、社会教育主事等
- ・市町村教育委員会の指導主事、社会教育主事等（教科指導員を含む）
- ・大学教授等
- ・過去に千葉県又は市町村教育委員会の指導主事、社会教育主事等を経験した者

### (2) 動画「情報モラルと著作権」の視聴

授業研究を実施するにあたり、動画「情報モラルと著作権」を研修履歴システムを通じて（私立幼稚園、私立幼保連携型認定こども園、国立大学附属学校（園）にはデータを送付）視聴し、研修に生かす。

また、校（園）長は、eラーニング研修を含む自校（園）での研修について、勤務時間内に研修時間及び研修場所を確保し、研修に集中できる環境を整える。

【視聴期間：6月4日（火）から8月30日（金）】

### (3) 校（園）内研修の免除について

過去に、長期研修、教職大学院修学等を修了した者は、研修の成果又は学修の成果が認められると考え、校（園）校内研修を免除する。ただし、校（園）長の判断で受講できることとする。

3 研修報告書（様式1）

(1) 研修報告書（様式1）

研修報告書（様式1）を以下の記入例を参考に作成してください。

【様式1】 研修報告書（記入例）

● ● ● 第 ● ● ● 号  
令 和 ● 年 ● 月 ● 日

千葉県総合教育センター所長 様

● ● ● 立 ● ● ● ● ● 小 学 校 ( 園 )  
校 ( 園 ) 長 ● ● ● ●  
(公印省略)

「研修報告書」の提出について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 研修対象者

名簿通し番号	●●	職名	●●	氏名	●● ●●
--------	----	----	----	----	-------

2 校(園)外研修報告

研修項目	実施日	内容	免除の有無	備考
共通研修	第1回	6月3日	/	
	第2回	7月8日		
				講話 (eラーニング)

eラーニング研修を実施した日	共通研修第2回の免除対象者（P. 11参照）は、実施日欄を空欄にし、免除の有無欄に○を、備考欄に免除理由（令和●年度 免許状更新講習受講 等）を記入する。
----------------	---

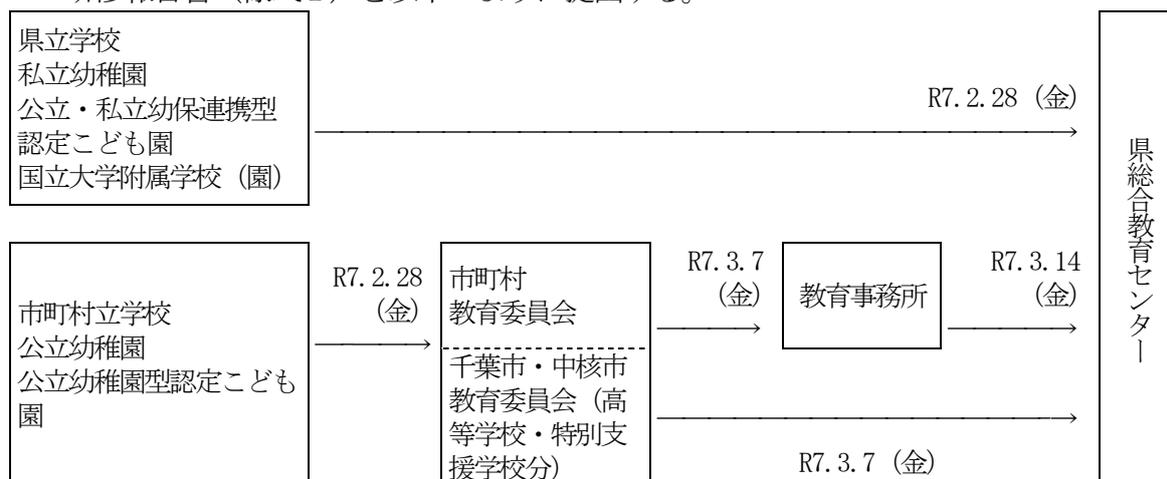
3 校(園)内研修報告

〈ア 授業研究〉又は〈イ 若手教員等の授業への指導助言〉を選択し、選択欄に○印

研修項目	実施日	内容	外部講師	免除理由
ア 授業研究			P. 12参照	
校 内 研 修	選択	事前の協議会		
		授業展開		
		事後の協議会		
		アを選んだ場合も、イと同様に実施日・内容・外部講師について記載する。		
イ 若手教員等の授業への指導助言				
校 内 研 修	選択	事前の協議会	第5学年 算数科 「面積」 ●● ●● 教諭	教頭
	○	授業展開	指導事項については、研修対象者に向けたものが望ましいが、イを選択する場合は、若手教員等に向けたものでもよい。	市教育委員会 指導主事
		事後の協議会		市教育委員会 指導主事
外部講師による指導	研修状況及び指導事項	ベテラン教員の経験に裏付けされた助言が活かされており、きめ細かな授業であったと御講評いただいた。また、比較検討における児童の思考の深め方について、「主体的・対話的で深い学び」を踏まえて御指導いただいた。		

## (2) 研修報告書（様式1）の提出

研修報告書（様式1）を以下のように提出する。



県総合教育センターのアドレス : [kk\\_pai@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:kk_pai@mz.pref.chiba.lg.jp)

※提出はメール等電子媒体で行う。

※ファイルはPDFに変換する。

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭
R6 幼専●●氏名 報告書	R6 小専●●氏名 報告書	66 中専●●氏名 報告書	R6 高専●●氏名 報告書	R6 特専●●氏名 報告書	R6 養専●●氏名 報告書

※ファイル名は以下のように統一する。

※●●には、それぞれの研修の名簿通し番号（半角数字）を入力する。

## 4 研修参加年度変更の連絡

(1) 研修申込み後に、産前産後休暇・育児休業等により年度変更を希望する場合は、以下の要領で報告する。

(連絡) 管理職 ⇒ (市町村教育委員会) ⇒ (教育事務所) ⇒ 県総セ運営担当  
(年度変更届) 指定様式でメール送信

(2) 管理職は、千葉県総合教育センター所長宛てに文書をメールで報告する。その際、研修報告書も添付し、未実施の研修については「未実施」と記入する。

(3) 研修申込前に、産休・育休等により年度変更することが事前にわかっている、研修履歴システム（幼稚園等教諭は文書）で研修の申込みをしなかった場合は、提出は不要である。

様式：県総合教育センターHP または手引P. ●●参照

送信先：[sosekk@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:sosekk@mz.pref.chiba.lg.jp)

件名：「(研修事業番号) (研修事業名) 研修参加年度変更報告」

**V 各種様式**

**【様式1】 (研修報告書)**

● ● ● 第 ● ● ● 号  
 令和 ● 年 ● 月 ● 日

千葉県総合教育センター所長 様

● ● ● 立 ● ● ● ● ● 小学校(園)

校 ( 園 ) 長 ● ● ● ●

(公印省略)

「研修報告書」の提出について (報告)

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 研修対象者

名簿通し番号		職名		氏名	
--------	--	----	--	----	--

2 校(園)外研修報告

研修項目		実施日	内容	免除の有無	備考
共通研修	第1回	月 日	講話・演習	/	
	第2回	月 日	講話 (eラーニング)		

3 校(園)内研修報告

<ア 授業研究>又は<イ 若手教員等の授業への指導助言>を選択し、選択欄に○印を記入する。

研修項目		実施日	内容	外部講師	免除理由	
校内研修	ア 授業研究					
	選択	事前の協議会	月 日			
		授業展開	月 日			
		事後の協議会	月 日			
	イ 若手教員等の授業への指導助言					
	選択	事前の協議会	月 日			
	授業展開	月 日				
	事後の協議会	月 日				
外部講師による指導		研修状況及び指導事項				

令和 年 月 日

千葉県（ ）センター所長 様

学校名

校長名

(公印省略)

研修の欠席について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 該当者職・氏名 職名：●● 氏名：●● ●●
- 2 研 修 事 業 (研修事業番号) (研修事業名)
- 3 研 修 期 日 令和●年●●月●●日 (●)
- 4 欠 席 事 由 ●●●●●●●●のため

.....報告の際は以下削除してください.....

(注1) 報告方法は以下のとおりです。

管理職から電話連絡の上、下記にある研修担当メールアドレス（\*）へ送付してください。

（件名：「(研修事業番号) (研修事業名) 欠席報告」)

(注2) 「遅刻」「早退」「辞退」「取消」の場合は、件名（題名）等の「欠席」を書き替えてください。

(注3) 「欠席」は前日又は当日に体調不良等やむを得ない理由により研修に出席できない場合、「辞退」は事前に当該研修の全日程に出席できないと判明した場合、「取消」は誤って当該研修ではない申込みをした場合に使用します。

(注4) 宛ての（ ）には、当該センター名を記入してください（「総合教育」又は「子どもと親のサポート」）。

(\*) メールアドレス このメールアドレスは欠席（遅刻・早退・辞退・取消）届専用アドレスです。

- ① 研修企画部 sosekk@mz.pref.chiba.lg.jp
- ② 研究開発班 sosecurri\_kenkyu@mz.pref.chiba.lg.jp
- ③ 科学技術教育班 sosecurri\_kagaku@mz.pref.chiba.lg.jp
- ④ 特別支援教育部 sose-inage01@mz.pref.chiba.lg.jp
- ⑤ 千葉県子どもと親のサポートセンター教育相談部 saposoudan@mz.pref.chiba.lg.jp
- ⑥ 千葉県子どもと親のサポートセンター支援事業部 saposchien@mz.pref.chiba.lg.jp

